

令和7年度 建設業法等研修会

令和8・9年度入札参加資格審査申請について (県内建設業者)



和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

目次

- 1 **【重要】**令和6・7年度からの主な改正点
- 2 和歌山県の入札参加資格(県内建設)審査について
 - (1)和歌山県の建設工事の入札に参加するには
 - (2)定期受付・追加受付
 - (3)定期再算定
 - (4)格付けランク
 - (5)その他参考

1 令和6・7年度からの主な改正点

③

1 評価項目の変更について

労働安全衛生法関係資格者数

建設キャリアアップ
システム登録画面へ→



現 行: 有資格者または建設キャリアアップシステム登録者1名につき2点を加点(上限10人)
変更後: **建設キャリアアップシステム登録者1名につき2点を加点(上限10人)**

【加点要件】

CCUS

審査基準日時点において、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録されている者を常勤で雇用していること。

【確認方法】

- 一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面(建設キャリアアップカード等)の写し
- 審査基準日時点において常勤で雇用していることが分かる書面の写し



* 従来、当該項目は再算定の対象外としていましたが、激変緩和措置として加点再算定の対象とします。なお、人数が減った場合の減点の再算定申請は不要です。



1 令和6・7年度からの主な改正点

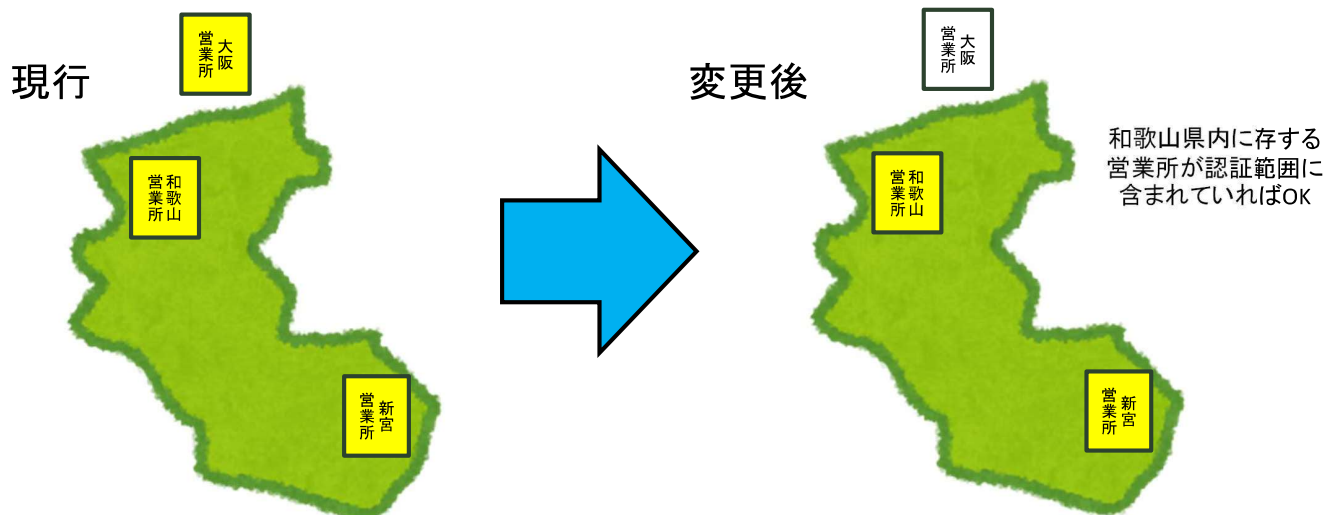
④

2 評価基準の変更について

ISO9000 シリーズ及びISO14000 シリーズの認証取得の有無

現 行: 本店及び全ての支店が認証範囲に含まれていること
変更後: **和歌山県内の営業所すべてが認証範囲に含まれていること**

例



1 令和6・7年度からの主な改正点

⑤

3 添付書類の変更について

災害時等対応重機・資材の調書における添付書類の簡素化

- ・様式 第9号の1 確約書
- ・様式 第9号の2 災害時等対応重機調書
- ・様式 第9号の3 運転者調書
 - ＋添付書類(償却資産申告書・種類別明細書の控、リース契約書、重機・ダンプトラックの車検証の写し／標識交付証明書、重機の定期(特定)自主検査記録表の写し、特定自主検査実施時期証明書の写し、重機のカatalog(写し可)、回送車両の車検証の写し、回送業者と交わした委託契約書の写し・回送業者の自動車運送業許可書の写し、運転者の免許証の写し／資格者証の写し／修了証の写し、運転者の常勤確認書類(3 添付書類の常勤確認書類で提出していない方の分のみ)
- ・様式 第9号の4(その1) 災害時対応仮設資材調書
- ・様式 第9号の4(その2) 災害時対応仮設資材調書(H形鋼:写真)
- ・様式 第9号の4(その3) 災害時対応仮設資材調書(鋼矢板:写真)



- ・様式 第9号の1 確約書 **兼誓約書**
- ・様式 第9号の2 災害時等対応重機 **及び運転者** 調書
- ・様式 第9号の3 災害時対応仮設資材調書

* 重機のバケット容量や資材の長さ等の要件については、変更なし。

次ページ 罰則について ➡

1 令和6・7年度からの主な改正点

⑥

3 添付書類の変更について

罰則

災害時対応重機又は災害時対応仮設資材について
事実に基づかない加点を受けていた者



180日間のランクダウン

※特に悪質な場合

申請時の添付書類はなくなっても、
営業所調査において確認します。ご協力をお願いします。

1 令和6・7年度からの主な改正点

⑦

「確約書 兼 誓約書(様式第9号の1)」

様式 第9号の1

確 約 書 兼 誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 主たる営業所の所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者役職・氏名 _____
 許可番号 _____
 大臣・知事コード 許 可 番 号
 □ □ 第 □ □ □ □ □ □ 号

別添のとおり、応急対策に必要な

☐ 災害時等対応重機(注) (以下:「対応重機」という)

☐ 災害時対応仮設資材(注) (以下:「対応資材」という)

について調書を提出し、下記事項について確約及び誓約いたします。

(注:必ず提出する調書の該当項目の口を塗り潰すこと)

記

- 貴県からの災害時における応急対策の要請に協力することを確約します。
- 貴県が実施する対応重機・対応資材の確認に関する現地調査に協力することを確約します。
- 調書の内容については、事実と相違ありません。
- この確約及び誓約が虚偽であり、又はこの確約及び誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 令和6・7年度からの主な改正点

⑧

「災害時等対応重機及び運転者調書(様式第9号の2)」

様式 第9号の2

災害時等対応重機及び運転者調書

申請者の許可番号 _____ 作成年月日 令和 年 月 日

申請者の商号又は名称 _____

重機保管基地(所在地) _____

重機に関する事項										運転者に関する事項			
重機規格	台数	駆動形式 機械種別	車両番号 (定期自主検査標章)	メーカー名	形式	車両番号	有効期限 満了日	規 格	備 考	運転者氏名 生年月日	公道走行に 必要な運転免許	操作するのに 必要な資格	建設機械 施工技士
バックホウ 「山積0.11m ³ (旧JIS0.10m ³)以上」 又は トラクターショベル 「クローラ: 平積0.40m ³ 以上」 「タイヤ: 山積0.34m ³ 以上」	1							(³ /キ)容量 m ³					
	2							(³ /キ)容量 m ³					
	3							(³ /キ)容量 m ³					
	4							(³ /キ)容量 m ³					
ダンプトラック 「積載重量(2t積み)以上」 (回送にも使用する場合は 備考欄に回送と記入すること)	I							積載重量 t					
	II							積載重量 t					
	III							積載重量 t					
	IV							積載重量 t					
	V							積載重量 t					
	VI							積載重量 t					
	VII							積載重量 t					
回送車両 (回送可能な車両を1台記入) ※ダンプトラックI～VIIのうち、回送用に使うものがある場合、この欄は記載不要です。	①							積載重量 t					

4 不当要求当防止責任者講習の受講回数変更について

和歌山県暴力追放県民センター（警察の委託先）が実施する

不当要求防止責任者講習（入札参加資格審査で30点加点・Aランクに必須）

おおむね2年に1回受講



令和8年度から段階的に
おおむね3年に1回受講

令和8・9年度の入札参加資格審査定期受付には影響ありません。
追加受付・定期再算定に悪影響が生じないように今後必要な改正を行います。

●暴力団排除講習について

共通仕様書において「請負金額が5千万円以上もしくは発注機関の長が必要と認めた場合については、警察が実施する暴力団排除講習を受講するとともに、県、警察との連絡体制を確立しなければならない。」としていますが、令和8年度から「暴力団排除講習」が廃止されるため、受講の必要がなくなります。但し、引き続き、現場における窓口責任者を定め、県、警察との連絡体制を確立するようお願いします。

2-(1) 和歌山県の建設工事の入札に参加するには ⑩

建設業許可を取得



経営事項審査を受ける



入札参加申請を行う

定期受付・追加受付期間中に入札参加資格審査を申請します



（県が作業）資格審査 → 総合点数算定 → 格付け認定



認定通知書が送付されます（認定開始日の前月中）



認定開始日以降、ランクに応じて工事の入札に参加できます



（変更があれば）総合点数の定期再算定を申請します

2-(1) 和歌山県の建設工事の入札に参加するには ⑪

注 意 事 項

○ 入札参加に申請できない方

- 1 建設業許可を受けていない者
- 2 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 4 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者
- 5 和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第1項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第33条第1項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。
- 6 申請者その他の関係者が暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と認められる者
- 7 審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が250万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が0円である者。
- 8 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 9 経営状況が著しく不健全であると認められる者
(以下省略)

2-(1) 和歌山県の建設工事の入札に参加するには ⑫

注 意 事 項

経営事項審査の受審後、
総合評定通知書内の平均完成工事高が――

- ・ 0円を超えていれば申請可能
申請書中、業種名が灰色に網掛けされている業種
- ・ 250万円を超えていれば申請可能
申請書中、網掛けのない業種

(注) 総合評定通知書とは、経営事項審査の結果として
発行され、入参申請時に添付するものを指します。

(参考)

【入札参加資格審査申請書（県内建設業者）】様式第1号

（様式 第1号）（県内建設業者用）

入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

おたる 営業所の所在地 _____

前号又は名称 _____

代表者役職氏名 _____

申請書宛先（住所）〒 _____ TEL _____ FAX _____

申請書宛先（代表者）〒 _____ TEL _____ FAX _____

令和4年度において、和歌山県で行われる建設工事に係る条件付き一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。
また、次の事項について誓約します。
・申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
・和歌山県の実定する外資事業法に該当する者でないこと。

1 受付番号（行内記入欄） ☐ - ☐ (申請者は記入しないでください)

2 許可番号 ☐ 第 ☐ 号

3 代表者の役職名 ☐ (法人の場合は役職名を記入してください。個人の場合は氏名を記入してください。)

4 新設申請・継続申請の別 ☐ 新設申請 (和歌山県において入札参加資格審査を希望している場合（継続申請は「1」に、新規申請は「2」に記入してください。)

5 許可業種 (1 業種に該当する業種の欄に「1」を、複数業種に該当する業種の欄に「2」を記入してください。)

6 経営者代表者実業種 (経営者代表者実業種の欄に「1」を記入してください。)

7 以後添付申請書等 (申請する業種の欄に「1」を記入してください。)

注：審査対象となる経営事項審査に係る総合評定通知書の入札参加資格審査申請書において、平均完成工事高（完成工事高の列の2年平均又は3年平均の欄）が250万円以下の場合、これらの業種は申請できません。ただし、網掛けのない業種については平均完成工事高が0円でなければ申請できます。

7 資格審査申請業種

(申請する業種の枠に「1」を記入。)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

注：審査対象となる経営事項審査に係る総合評定通知書の入札参加資格審査申請書において、平均完成工事高（完成工事高の列の2年平均又は3年平均の欄）が250万円以下の場合、これらの業種は申請できません。ただし、網掛けのない13業種については平均完成工事高が0円でなければ申請できます。

2-(2) 定期受付・追加受付

⑬

令和8・9年度（令和8年6月1日～令和10年5月31日）の県内建設業者の建設工事に適用する入札参加資格審査の受付を下記の日程で実施しています。

各受付	受付期間（2週間程度）	認定期間 （いずれも令和10年5月31日まで）
定期受付	令和8年1月7日 ～ 令和8年2月3日	令和8年6月1日 ～ 令和10年5月31日
第1回追加受付	令和8年6月上旬 ～ 令和8年6月下旬	令和8年9月1日 ～ 令和10年5月31日
第2回追加受付	令和8年9月上旬 ～ 令和8年9月下旬	令和8年12月1日 ～ 令和10年5月31日
第3回追加受付	令和8年12月上旬 ～ 令和8年12月下旬	令和9年3月1日 ～ 令和10年5月31日
第4回追加受付	令和9年3月上旬 ～ 令和9年3月下旬	令和9年6月1日 ～ 令和10年5月31日
第5回追加受付	令和9年6月上旬 ～ 令和9年6月下旬	令和9年9月1日 ～ 令和10年5月31日
第6回追加受付	令和9年9月上旬 ～ 令和9年9月下旬	令和9年12月1日 ～ 令和10年5月31日

受付窓口：各振興局建設部、海南工事事務所

提出方法：持参または郵送

（詳細については技術調査課HPを必ずご確認ください。）

2-(3) 定期再算定

⑭

定期・追加受付により入札参加資格を有している者を対象に、総合点数の再算定も下記の日程で実施しています。ランクが変動した場合にはランクの再格付けも併せて行います。

各受付	受付期間	認定期間 （いずれも令和10年5月31日まで）
第1回定期再算定	令和8年6月1日 ～ 令和8年10月31日	令和8年12月1日 ～ 令和10年5月31日
第2回定期再算定	令和8年11月1日 ～ 令和9年4月30日	令和9年6月1日 ～ 令和10年5月31日
第3回定期再算定	令和9年5月1日 ～ 令和9年10月31日	令和9年12月1日 ～ 令和10年5月31日

※変更の事実の発生から30日以内（又は再算定申請締切日まで）に必ず申請を行ってください。
減点の再算定の申請怠りの結果、**事実に基づかない加点を受けた状態に陥ってしまった場合、申請の怠りによるランクダウン（90日間）**の対象となります。

減点の再算定申請 …

- たとえば
- ・ 障害者や新規卒業者が離職した
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業許可の有効期間が切れた

など、地方基準点数項目早見表（次ページ）の「再算定（減点）」が“○”となっている項目が対象です。

2-(3) 定期再算定

15

申請の流れ

R8・9入参(県内建設)地方基準点数項目早見表					
項目	点数	業種	再算定(加点)	再算定(減点)	
1 独占禁止法の遵守体制の整備	30点	全業種	○	○	
2 暴力団排除への取組	30点	全業種	○	×	
3 災害時対応重機の所有	上限60点	土木のみ	○	○	
4 災害時対応仮設資材の所有	鋼矢板8t:10点 H型鋼3t:10点	土木のみ	○	○	
5 大規模災害時の応急対策業務の取組					
県との協定	40点	加入団体で決まる業種	○	○	
市町村との協定	10点	土木・建築	○	○	
6 災害時等緊急対応への貢献	20点×件数(上限60点)	土木のみ	○	×	
7 ISO9000シリーズの認証取得	20点	全業種	○	○	
8 ISO14000シリーズの認証取得	20点 ※エコアクションと重複しない	全業種	○	○	
9 エコアクション21の認証取得	10点 ※ISO14000と重複しない	全業種	○	○	
10 廃棄物の処理体制	10or20点	全業種	○	○	
11 建設キャリアアップシステムへの登録者数	2点×人数(上限20点)	全業種	○	×	
12 労働災害防止への取組	10点	全業種	○	○	
13 常時雇用者人数	2点×人数(上限60点)	全業種	×	×	
常時雇用者人数(若年者、女性職員、ひとり親等)	5点×人数(上限20点)	全業種	○	○	
14 障害者雇用	20点	全業種	○	○	
15 建設業関連学科新規卒業生雇用	5点×人数(上限20点)	卒業学科で決まる業種	○	○	
16 次世代育成支援への取組	5点or10点	全業種	○	○	
17 完全週休二日制への取組	30点	全業種	○	○	
18 工事成績	県工事成績の平均点により ▲60～140	業種別に計算	×	×	
19 高得点工事成績	30点×件数(上限60点)	免注業種	○	自動減点	
20 和歌山県優良工事表彰	30点	免注業種	○	自動減点	
21 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)	20点	全業種	○	○	
22 技術者数	(1級10点、2級・登録基幹技能者5点、その他3点)×人数	業種別に計算	×	×	
23 技術力向上への取り組み(CPD)	2点×人数(上限10点)	全業種	×	×	

黄色で着色された項目(×の項目)及び経営事項審査のP点は、原則再算定による見直しを行いません。

→認定期間中は原則、点数が変わらず、再算定の必要がありません。

※13. 常時雇用者人数 は、雇用者の全体人数の増減は再算定不要ですが、内「若年者や女性職員等(上限4名)」は加点や減点の再算定の対象です。

11. 建設キャリアアップシステムへの登録者数は、R8・9年度より加点の再算定の対象とします。
※減点の再算定は対象外です。

13. 常時雇用者の若年者(35歳未満)は、認定後に加点対象者が35歳の誕生日を迎えても減点の再算定は提出不要です。

19. 高得点工事成績
20. 和歌山県優良工事表彰 は、申請後は削除の処理・計算を県で行うので減点の再算定は提出不要です。

→加点期間経過後に自動減点されます。

2-(4) 格付けランク

16

◎ 格付けランクー一覧表 ※令和6・7年度と変更無し

	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	その他の業種
Aランク	1,000点以上	700点以上	660点以上	690点以上	点数に関わらず Wランクのみ
Bランク	880点～999点	600点～699点	520点～659点	580点～689点	
Cランク	750点～879点	599点以下	519点以下	579点以下	
Dランク	749点以下	(なし)	(なし)	(なし)	

◎ 格付けランクの随時変動

○ 格付けの例外措置

- ・「暴力団排除への取組」無し・全業種でAランクとならずBランクに格付けされます。
- ・「独占禁止法遵守体制整備」無し・全業種でAランクとならずBランクに格付けされます。
- ・技術者が1名となった業種・該当の業種が最下位ランクに格付けされます。

事由を解消し、元のランクに戻るためには、「解消の報告書」の提出が必要です。

○ ランクダウン ・・ランクが1段階下がります。

○ 格付けの一時取り消し ・・一時的にランクが取り消され、入札に参加できません。

○ 資格認定の取り消し ・・再び資格が認定されるまで入札に参加できません。

◎ 格付けランクの随時変動

○ ランクダウン

次の場合にはランクが1ランク下として格付けされます。

(最下位ランク又はWランクのみの業種がランクダウンすると、解消するまで入札に参加できません。)

・ 90日間のランクダウン

- 1 県発注の工事について工事成績評定点が55点未満の場合
- 2 施工体制Gメンで指導書の交付を受け、1年以内に2回目の指導書の交付を受けた場合
- 3 施工体制Gメンから改善勧告書の交付を受けた場合
- 4 市町村等発注工事(2,500万円以上に限る)について、工事实績情報システム(CORINS)への登録義務に関わらず登録を行わなかった場合 ※継続的な場合に限る
- 5 **地方基準再算定の減点のための再算定を、申請締切日の属する再算定受付期間終了日までに申請を怠った場合(本来加点されないはずの点数が加点されてしまうため)**
- 6 県が発注した建設工事において、産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合

・ 180日間のランクダウン

- 7 災害時等対応重機又は災害時対応仮設資材について、事実に基づかない加点を受けていた場合

・ 未納状況が解消するまでランクダウン

- 8 労働保険料の**未納**がある場合
- 9 社会保険料の**未納**がある場合

◎ 格付けランクの随時変動

○ 格付けランクの一時取り消し

次の場合には、格付けランクが一時取り消され、その状況が解消されるまで入札に参加できません。

- ・ 経営事項審査で外注費が95%以上でかつ技術者が1人の場合
- ・ 建設業許可を受けた営業所に営業実態が無い等の場合

○ 資格認定の取り消し

会社更生法及び民事再生法を除く申請できない理由に該当したとき。
(会社更生法及び民事再生法の場合には手続開始決定を受け、新たな状態で総合点数の付与及び格付けを受けるまで入札に参加できなくなります。)

資格認定を取り消されると、再び資格認定されるまで入札に参加できません。

特に、**暴力団関係者が経営者等になった場合や申請書類等に虚偽を記載した場合は、5年間は入札参加資格審査を受けることすらできなくなります。**

◎ 技術者の常勤確認について

技術者について常勤と認める賃金、勤務日数、勤務内容の基準は次のとおりです。

○ 審査基準日時点に技術者と認められる基準

- ・給与が8万円以上であること
- ・1ヶ月のうち概ね15日以上、営業所又は工事現場において建設業に關係する業務に従事していること。
 ※ 個人事業主の専従者は8万円未満でも可。(確定申告書や税務署への開業届の専従者欄による確認)
 ※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
 ※ 経審で求めている「審査基準日の」6ヶ月前」からの雇用である必要はありません。

申請時に提出していただく常勤確認書類は、前回の定期受付時から変更はありません。

なお、手引きの(c)を確認書類とした技術者について、常勤確認の一環として、事前連絡のうえ営業所を訪問して当該技術者にヒアリングを行い、上記基準を満たしていることを確認する場合があります。

(参考) 常勤確認書類 ※R6・7年度手引きから抜粋

- (a) 社会保険に加入している場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
 (提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書)の写し
- (b) 社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
 (事業主通知用)と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方の写し
- (c) 雇用保険に加入できない場合は、源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し

※直近の経営事項審査における「技術職員名簿(別紙二)」にも記載されている方については、上記(a)～(c)の書面の写しは省略できます。

2-(5) その他参考

◎ 納税証明書の様式について

(受付回ごとに証明日が異なるため、手引き内の別表でご確認ください。)

(見本) 納税証明書 その3の2

○ 県税の納税証明書

→ 添付不要

技術調査課から税務担当部署に未納の有無について照会します。

県税事務所窓口で納税証明書を取得する必要はありません。

○ 消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)

- ・ その3の1 税目指定で「地方税及び地方消費税」を指定してください。
- ・ その3の2 個人事業主用。税目指定不要。
- ・ その3の3 法人用。税目指定不要。

納税証明書

(その3の2・「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)

1 申告所得税について未納の税額はありません。

2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以下 余 白

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成21年 2月26日

行橋税務署長

財務事務官 末廣 成文

◎ 暴力団関係者等の排除規定の運用の厳格化について（H23年度から）

「和歌山県暴力団排除条例」が施行され、県の公共工事の入札から暴力団関係者等を排除する措置を講じることが義務づけられました。

入札参加制度においては、今までも暴力団関係者等の排除に取り組んできたところですが、今後も以下の取
扱を継続するとともに、より一層の取組を進めていきます。

- ・ 入札参加に際して事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等に暴力団関係者等がないこと及び入札参加している間は暴力団関係者等を事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等にしないことを誓約していただきます。
- ・ 上記の誓約をきちんと守っているか、県警と協力してチェックします。

- ・ 上記の誓約をきちんと守っているか、県警と協力してチェックします。

◎ 不当要求防止対応への取組について（H26年度から）

県との契約時に不当要求の拒否及び県への報告義務等について誓約書をご提出いただいているところですが、入札参加資格審査の受付時にも誓約書をいただくこととしております。

◎ 労働保険料・社会保険料の未納チェック期間について

労働保険料及び社会保険料に納付状況について、引き続き過去の全期間がチェック対象となります。

- ・ 審査基準日から無期限に遡って未納をチェックした結果、過去に未納が発生して現在まで解消されていないことが判明した場合にはランクダウンの措置をとります。
- ・ 申請後も随時保険関係部局に未納の有無を調査する場合があります。

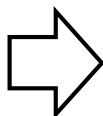
- ・ 申請後も随時保険関係部局に未納の有無を調査する場合があります。

◎ 技術者の登録・変更について（R2.4月から）

入札参加資格審査申請（または経営事項審査受審）のために実務経験、国監者の技術者登録をする場合、入参申請書の様式第5号を受付窓口にて2部（1部控え）提出してください。

【許可】様式第11号の2

国家資格者等・監理技術者一覧表 ※R2廃止

[illegible]

【入参】様式第5号 変更用・技術職員登録書

※実務経験、国家資格者・監理技術者の登録、変更に用います。

(様式 第5号) (入札参加資格審査申請書 県内建設業)
 【変更用 技術員登録係】(この用紙は、1名の変更につき1枚使用します。)

和歌山県知事 様

 十次の高業所の所在地 _____

以下のとおり、技術職員に変更がありましたので、届け出をします。

1 届出年月日	令和 年 月 日	商り又は名称	
2 変更があった日	令和 年 月 日	代表者役職氏名	
3 許可番号	人(知事一考) 第 号 町(建設業) 号	中堅事務担当若者名・TEL	_____ TEL _____
4 変更内容	☐ 1 技術者の追加 ☐ 2 技術者の削減 ☐ 3 有資格者の変更 (元資格者の退会含む)	☐ 4 変更技術員若者名 業種の変更 ☐ 5 変更技術員若者名若者の 交付番号の届出 ☐ 6 変更技術員若者名若者の 交付番号の変更	中堅事務代理人名・TEL _____ 印 TEL _____

(変更後)

氏 名	生 年 月 日	有 資 格 区 分 コード	実務経験コード	監理技術者交付番号	

監 理 技 術 者 資 格 業 種

----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

上 述 大 小 心 意 図 空 欄 記 入 無 効 監 理 技 術 者 内 務 給 付 開 封 具 本 添 付

(変更前)

氏 名	生 年 月 日	有 資 格 区 分 コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号	

監 理 技 術 者 資 格 業 種

----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

上 述 大 小 心 意 図 空 欄 記 入 無 効 監 理 技 術 者 内 務 給 付 開 封 具 本 添 付

入参申請までに申請する技術者を様式第5号単独の提出により登録してください。

申請後も変更があればすみやかに提出してください。

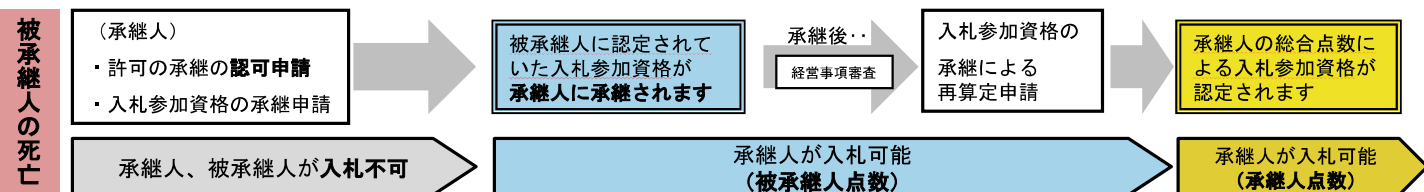
また経審受審においては、技術者登録されていれば従来どおり受審時の資格者証等提示を省略します。

◎ 建設業許可の承継について（R2. 10月から）

法第17条の2, 3による建設業許可の事業承継の認可（以下「認可」）を受けた場合の入札参加資格の承継手続きは以下のとおりです。

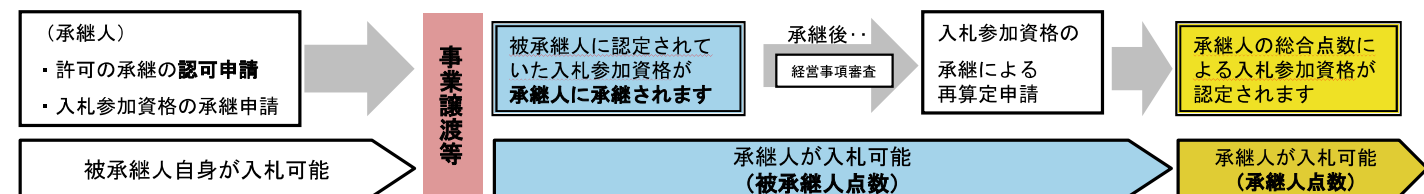
承継手続き（死亡等による相続）

※和歌山県知事へ認可申請する場合



承継手続き（法人成り、代替わり、事業譲渡）

※和歌山県知事へ認可申請する場合



◎ 建設業許可の承継について（R2. 10月から）

（参考）

認可を受けない場合の手続き

※従来から手続きに変更ありません

